主な保全措置として、タンチョウについては、本線への侵入が予測されるため、モニタリング調査を継続するとともに、専門家の指導助言を受け、必要に応じて侵入防止柵の設置等の措置を講ずることとしている。ハナタネツケバナについては、計画路線の一部が生育地を通過することから、専門家の指導助言を受け、現況生育環境である湿地の水位維持のための措置を講じた上で、事後調査として水位観測を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、エゾシマフクロウ等については、周辺に同様の生息環境が広く残されることから影響が小さいとされた種であるものの、平成11年３月に実施した環境影響評価において、これらの種の交通事故が発生しているなどの意見を踏まえ、その防止策として、保全措置を講ずることとしていることから、モニタリング調査を継続するとともに、専門家の指導助言を受け、必要に応じて侵入防止柵の設置等の措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が６箇所存在しているが、このうち４箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る２箇所についても北海道教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、地吹雪による通行止めによって引き起こされる根室半島の孤立を解消し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、一般国道のバイパスを、本件地域の近傍で計画されている高速自動車国道との二重投資を避けるために、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路として建設するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、別線山側ルート案、別線市街地側ルート案（申請案）及び現道活用ルート案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は移転対象物件が３案中中位となるものの、土工バランスに優れており、事業費が３案中最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は地吹雪による通行止めが行われていることから、できるだけ早期に現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があると認められる。

また、根室市長を会長とする根室地方総合開発期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道根室市役所

○国土交通省告示第四百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道10号改築工事（都城道路・宮崎県都城市乙房町地内から同市平塚町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮崎県都城市乙房町、志比田町、横市町、南横市町、蓑原町及び平塚町地内

２　使用の部分　宮崎県都城市志比田町、横市町、南横市町、蓑原町及び平塚町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、都城市高木町地内の都城インターチェンジから同市五十町地内の五十町インターチェンジまでの延長13.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道10号改築工事（都城道路）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道10号改築工事（都城道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道10号（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、大分市、宮崎市、都城市等を経由して鹿児島市に至る延長約553kmの主要幹線道路であり、一般国道10号（都城道路）は、都城市と志布志市とを結ぶ延長約40kmの自動車専用道路として計画された都城志布志道路の一区間である。

本路線が通過する都城市は、県内では宮崎市に次ぐ人口を有する拠点都市であるとともに、豚、肉牛、ブロイラー等の畜産業が盛んであり、主に、本路線を介して、陸上輸送により県内外へ出荷されている。

本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、一般国道221号、一般国道222号及び一般国道269号並びに県道都城霧島公園線、県道御池都城線等の幹線道路と接続していることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通に広く利用されている。また、現道及び県道都城霧島公園線は、宮崎県により、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）に基づく「緊急輸送道路」に位置づけられている。

しかしながら、現道は自然災害による通行止めが行われていること、また、県道都城霧島公園線は物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生していることから、これらの道路は幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。